

## 日影による中高層の建築物の制限（法56条の2関係）

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	規制される日影時間		
			5mを超え10m以内の範囲	10mを超える範囲	
第1種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間	
第1種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4.0m	4時間	2.5時間	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4.0m	15m高度地区	4時間	2.5時間
			15m斜線高度地区	5時間	3時間
			20m高度地区		

### 構造計算関係

- ◇地震地域係数  $Z=1.0$
- ◇地盤種別 第2種地盤  $T_c=0.6$
- ◇標準せん断力係数  $C_o=0.2$ 以上
- ◇積雪荷重  $30\text{cm} \times 20\text{N}/(\text{cm} \cdot \text{m}^2)$
- ◇風速  $V_o=32\text{m/s}$
- ◇地表面粗度 III